

「男女共同参画推進条例の一部改正及びパートナーシップ制度について(素案)」に対する意見と市の考え方

【概要】

- ・パブリックコメント募集期間: 令和3年11月15日(月)～12月15日(水)
- ・意見提出方法: 直接持ち込み1件、郵送0件、ファクス0件、電子メール8件、電子申請総合窓口22件
- ・提出人数: 31人
- ・意見件数: 39件

No.	ご意見	市の考え方
1	当事者として主にパートナーシップ制度の内容に注目していましたが、非常に良い内容だと思いました。あとは制度制定だけでなく、役所の職員の方全員に理解が浸透していることが重要だと思いました。すべての市民が暮らしやすい社会を目指している岡崎市、応援しています。今後とも頑張ってください。	本市職員の理解促進のため、今後もLGBTQに関する研修を継続し、周知啓発に努めてまいります。
2	「性別等」の中に生物学的な性とありますが、これは出生時に割り当てられた性とした方が適当なのではないかと思えます(DSDの例もありますので)。	出生時に生物学的観点から定められた性、という意味で表現しています。
3	民法の「婚姻」・「相続」に関わる部分だと思えます。民法との関係性について、どんな位置付けでしょうか。	制度案は届出内容に対して自治体が証明するもので、民法上との婚姻とは異なります。相続についても、婚姻により生じるのと同等の権利を保障するものではありません。
4	パートナーシップ制度を導入している他自治体との相互の連携について、方針や枠組などはありますか。	他自治体との相互連携には、条件等の調整が必要であり、制度開始後の検討課題と考えております。
5	第10条の2第4項について、職場だけでなく、学校、地域、家庭その他の社会で権力を守っていく必要があるのではないかと思います。「事業者のみ」に限っている理由は何でしょうか。また、市として、パートナーシップ制度(ファミリーシップ)を利用することで、受けることが可能になる社会保障などの制度はありますか。	市が発行する証明書を社会的に取り扱うことが想定されるセクターの総称として事業者としています。また利用可能な行政サービスについては、所管課等と調整の上、拡充を検討してまいります。
6	取消の規定には記載があるかもしれませんが、当事者間の意思でパートナーシップを破棄する場合の手続きは決まっていますか。	取消等の手続は規則で定める予定です。
7	条例案前文の「～その個性と能力を十分に発揮できる、誰一人取り残されない～」について、「取り残されない」の表現が、受動的であり、結果の平等を目指しているように感じます。市民が市と一体となって取り組んでいく主旨を考えると、「取り残さない」が適当ではないかと思えます。	ご指摘を受け「取り残さない」に変更いたします。
8	別紙概要にあるファミリーシップ制度の運用において、様式案があると思えますが、世帯全員の住民票を例にそれに関しての明記が受理証明書でもなされていると、よりよいと思えます。	様式の検討において参考にいたします。
9	今回のパートナーシップ制度の民意の理解度・法制度の位置づけを勘案し、第10条の2第4項「～最大限に配慮し、制度の主旨の行使とそれに伴う義務等の履行にあたっては、信義に従い誠実に行い、必要な措置～」的な感じではいかがでしょうか。	本条例における責務や禁止事項は、罰則等による強制力を伴うものではなく、基本理念に基づき理解と協力を求める姿勢を示したものです。
10	前文について 「私たち岡崎市民は、全ての人互いにその人権を尊重しつつ…」 →「私たち岡崎市民は、性別、年齢、人種、出自、民族、国籍、慣習、心身の障害等に関わらず、全ての人互いにその人権を尊重しつつ…」 どのようなことで差別や不平等が起こるのか、理解と認識を持ってもらうため、「全ての人」とひとくくりにするのではなく、書き出した方がよいと思えます。 上記以外にも…身体的特徴、身分、宗教、言語、社会的地位、貧富、職業、学歴、思想など	今回の条例改正は、男女共同参画推進に加え、性の多様性の尊重を謳うものです。多様性推進についてより広い観点から検討する段階において参考にさせていただきます。
11	基本理念について 現行条例の「(5)男女共同参画社会の形成のための取組が国際的協調の下に行われること。」は、無くしてしまうのですか。無くさない方がよいと思えます。また、「男女共同参画推進及び多様な性を尊重する社会の形成のための取組が国際的協調の下に行われること。」とした方がよいと思えます。	現行条例第3条第5号の削除は考えておりません。
12	基本理念の(1)～(4)が省略されていますが、これらも修正した方がよいのでは。 (1)「男女が性別による差別的取扱いを受けることなく、その人権が尊重され…」 →「男女及び性的少数者が性別による差別的取扱いを受けることなく、その人権が尊重され…」 (2)「男女が性別による固定的な役割分担意識に捕われることなく、あらゆる活動に参画できるよう…」 →「男女及び性的少数者が性別による固定的な役割分担意識に捕われることなく、あらゆる活動に参画できるよう…」 (3)「男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野において方針の決定…」 →「男女及び性的少数者が社会の対等な構成員として、あらゆる分野において方針の決定…」 (4)「家族を構成する男女が互いの個性を尊重し、相互の協力と社会の支援の下に…」 →「家族を構成する男女及び性的少数者が互いの個性を尊重し、相互の協力と社会の支援の下に…」	基本理念における(1)～(4)は、男女共同参画社会実現の観点から掲げており、いずれもまだ達成されていないことからそのままとし、性の多様性の尊重について、新たに理念を設ける方向で考えております。
13	「(仮称)岡崎市パートナーシップ制度」素案について 別紙」の”制度の目的”について 「多様化する生き方や価値観を尊重し、様々な偏見や差別を取り除き、社会的理解を促進する。」 →「多様化する生き方や価値観を尊重し、様々な偏見や差別に気付く機会を作り、取り除く努力をし、社会的理解を促進する。」 無意識な差別も多く、まずは気付くことが大切。それをなくして一足飛びに取り除くことは出来ない。	ご意見を参考に検討を進めてまいります。

14	<p>パートナーシップ制度を条例で規定する点がとても良い。条例の中身としても、「性自認・性的指向によって差別してはならない」という主旨の文章が入っていることや、アウティング禁止に関する規定が入っていること、事業所にパートナーシップ制度を尊重することを規定した文章が入っていることも良い。心配なのが、改正部分には無い定義の文章である。男女共同参画という概念の中に、多様な性について含まれていないと、市民や市、教育機関や事業所などに対して、それを尊重することが責務であると、改正しない部分と合算した時にそのように読めるのか？という点である。男女共同参画は男女という性別だけのものでは無い定義にすべき。</p>	<p>男女共同参画条例に性の多様性の尊重を追加して謳うための条例改正ではありませんが、「男女共同参画」自体は男女共同参画社会基本法による文言のため、文言を直接的に修正するのではなく、多様な性の尊重を併せて推進する方向での改正を考えています。</p>
15	<p>「性的指向や性自認によって差別してはならない」という旨の文章が入っているところが良い。そのことが事業者だけでなく市職員や教育関係者、医療関係者などにも周知される内容であるべきだと考える。</p> <p>条例の名称は、「女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例」となることを望む。今回の大きな要素は条例にパートナーシップ制度を盛り込むことであり、多様な性を尊重することにあるが、条例の本来の趣旨からして、弱者救済の意味合いが強く、あえて男性が前に来なくても良いと考えるからだ。この条例名では多少長いので、通称として「すべての性の平等参画を推進する条例」などと付けてはどうか？</p>	<p>性の多様性の尊重に対して、まずは本市職員の理解促進のため、今後もLGBTQに関する研修は継続しつつ、関係各方面への周知啓発にも努めてまいります。</p> <p>条例名については、男女共同参画に関する社会的課題はまだ残っていることから、現在の名称に性の多様な尊重の要素を加えつつ全体として調和する案を検討しています。</p>
16	<p>「男女共同」という表現は性別二元論に基づく古い考えに基づく言葉であり時代遅れの感がとても強い。「ジェンダー平等」などと言い換えた方が、時代に即し未来を見据えた条例になると思います。</p>	<p>「男女共同」は男女共同参画社会基本法による文言であり、男女共同参画に関する社会的課題はまだ残っていることから、文言を残す方向で考えております。</p>
17	<p>第2条の(定義)の部分について、男女だけでなく多様な性も包含する文章にして頂きたいです。改定部分ではありませんが、現在の岡崎市男女共同参画推進条例の定義では、男女共同参画を「男女が、社会の対等な構成員として。。。」と有り、その下の第5条から第8条までの文章でも男女共同参画の基本理念の尊重や推進が責務とされています。今後、多くの場面で多様な性についても理解が進む事を望んでいる為、男女共同参画という言葉の定義に多様な性についても包含して欲しいと考えます。</p>	<p>「男女共同参画」自体は男女共同参画社会基本法による文言のため、定義を直接的に修正するのではなく、多様な性の尊重について併記する方向で考えています。</p>
18	<p>渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例では、第13条に「区は、男女平等と多様性を尊重する社会の推進について、顕著な功績を上げた個人又は事業者を顕彰することができる。」とあり、今後、より多くの個人や事業者が男女平等及び多様な性を尊重する社会を推進することを奨励することができるからです。又、顕著な功績を上げた事業所などを顕彰によって明らかにすることは、性的マイノリティにとっても、良い事業者を選択する為の指標になると考える為です。</p>	<p>事業者に対する理解及び協力の施策として今後の参考にさせていただきます。</p>
19	<p>渋谷区男女平等及び多様な社会を尊重する社会を推進する条例では、第16条に「渋谷区営住宅条例及び渋谷区民住宅条例その他の区条例の規定に当たっては、この条例の趣旨を尊重しなければならない。」とある。これによって、住宅条例及び渋谷区民住宅条例を改定しなくとも、パートナーシップ制度を利用したカップルが家族向けの公営住宅に入居することが可能であることを示唆しており、岡崎市も同様の対応を取って頂きたい為です。条例を速やかに改定出来るのであれば良いのですが、改定されるまでまた更に待たなければならないのは、パートナーシップ制度を利用し、公営住宅に入居したいと考えるカップルにとって苦痛を伴うからです。</p>	<p>制度案は渋谷区の居住条件と異なり、パートナーとなる2者の一方が市外在住でも可としていることから、パートナーの状況によって各種行政サービスの対象になるケースとされないケースが生じる可能性があると考えています。ただし基本的にはこの制度をきっかけに、性の多様性を尊重する観点からサービス対象の解釈について前向きに検討するよう働きかけていきます。</p>
20	<p>素案どおり、「2人の他に家族として暮らしている子どもがいる場合で、子供を含む家族の関係を申し出た場合は、合わせて証明する。」として欲しいです。子どもの年齢は、出来れば未成年で無くとも良いとして欲しいです。</p>	<p>ファミリーシップについて、子どもの年齢は問わない方向で検討していきます。</p>
21	<p>市民病院などで、パートナーシップ制度を利用したカップルが家族同様に扱われるように、継続的に話し合っ頂きたいです。厚生労働省が2018年に改定した「人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン」では「4 今後、単身世帯が増えることを踏まえ、「3」の信頼出来る者の対象を、家族から家族等(親しい友人等)に拡大」と書いてあります。親しい友人でも家族等として扱われるのに、自治体からパートナーシップ証明を受けたカップルが家族等として認められないことがおかしいと考えるからです。そしてこのガイドラインは、浸透している病院とそうでない病院がある為、せめて市民病院などの大きな病院にはパートナーシップ制度を利用したカップルが家族同様に扱われるように、今後も継続的に話を頂きたいです。</p>	<p>ご意見を参考に、病院での取扱いについて前向きに検討するよう働きかけてまいります。</p>
22	<p>滋賀県彦根市では市のマスコットキャラクターのひこにゃんと写真を撮り、ツイッターなどでアップしている投稿を見ました。岡崎市にはオカザえもんや内藤ルネなど、特色のあるマスコットキャラクターを有しており、SNSなどで発信して貰う事で、より多くの当事者に制度の存在について周知できるのでは無いかと考えました。</p>	<p>岡崎市ならではの情報発信方法として、今後の参考にさせていただきます。</p>
23	<p>良いと思います。トイレに関しては犯罪防止のため男女別は残したまま誰でも入れるトイレを増やして欲しいです。よろしくお願いします。</p>	<p>本市公共施設については、従来の多目的トイレを「だれでもトイレ」とするなどピクトグラムの改修や貼付の促進を行っています。</p>
24	<p>特に、アウティング禁止や、事実婚者にも適用できる点で、優れていると思います。利用者の多寡に関わらず、困っている市民のたをを放置しないという姿勢を市政が取るのは、大切だろうと思います。</p> <p>願わくば、制度を導入するだけでなく、愛知県や隣接する市町に働きかけ、同性パートナーシップの広域連携を模索していただきたいと考えています。</p>	<p>他自治体との相互連携には、条件等の調整が必要であり、制度開始後の検討課題と考えております。</p>
25	<p>パートナーシップ制度未導入である近隣自治体への、導入への働きかけ、協力、情報提供を行ってほしい。</p>	<p>他自治体からの問合せや情報提供の依頼には、積極的に対応していきます。</p>

26	<p>・同一世帯として家賃補助制度の申込が可能になる家賃補助制度の申込</p> <p>・疾病や事故等で、意識混濁状態、または亡くなった場合のパートナーの個人情報(介護保険等に関する情報)の開示請求をすることができる</p> <p>・犯罪行為によりパートナーが死亡した場合、遺族見舞金の受け取り</p> <p>・火災、風水害等の災害によりパートナーが死亡した場合、災害弔慰金の受け取り</p> <p>以上、法的に婚姻関係として認められないものの、条例において可能な限り、法律婚、事実婚の関係と同等の制度やサービス、助成金、見舞金などを受けることを可能としていただきたいと考えています。</p>	<p>パートナーシップ制度を活用できる行政サービスの適用拡大に向け、継続的に取り組んでまいります。</p> <p>制度案はパートナーとなる2者の一方が市外在住でも可としていることから、パートナーの状況によって各種行政サービスの対象になるケースとならないケースが生じる可能性があると考えています。ただし基本的にはこの制度をきっかけに、性の多様性を尊重する観点からサービス対象の解釈について前向きに検討するよう働きかけていきます。</p>
27	<p>公正証書、遺言書作成の助成金を設けてほしい。</p>	<p>助成金を設ける予定はありませんが、作成の支援方法について可能性を検討してまいります。</p>
28	<p>住民票の表記を「同居人」から「縁故者」に変更可能としてほしい。</p>	<p>住民票の記録とパートナーシップ・ファミリーシップの届出とを紐づけする予定はありません。</p>
29	<p>第3条(5)について、「全ての人が性的指向、性自認及び性表現を尊重され、何人からも干渉又は侵害を受けないこと。」とありますが、これを文字どおり解釈すると例えば「戸籍や身体が男性であっても性自認が女性であればそれが常に尊重され一切の干渉が禁じられる＝あらゆる女性専用スペースの使用(女湯・女子トイレ等)・女子スポーツへの参加・女子校への入学等が許容されなければならない、施設側・運営側は一切干渉・拒否してはならない」と受け取れますがこの解釈で合っておりますでしょうか。</p>	<p>条文は個別具体的な解釈を意図するものではありませんが、ご意見を踏まえ、より適切な表現を検討してまいります。</p>
30	<p>第9条5・6について、「性的指向又は性自認の公表」に関する規定となっておりますが、例えば「出生時割り当てられた戸籍上の性別は女性だが、男性として暮らしている性同一性障害の人」の場合、アウトティングされて困るのは「性自認」ではなく「戸籍上の性別」(戸籍上の性別を変更済の場合は「過去の戸籍上の性別」)です。しかし第9条5・6の表現ですとこのような性同一性障害の人たちの危惧しているアウトティングの恐怖に全く配慮されていません。</p> <p>同じく第9条5・6について、「人の性的指向又は性自認について、公表する・しないの選択は個人に委ねられるべきであるため、他者から公表を強制、又は禁止されてはならないことを示します」などと謳いながら、本パブリックコメントが氏名・住所・電話番号必須というのは矛盾ではないでしょうか。</p>	<p>性同一性障がいの方に対する配慮について、検討してまいります。</p> <p>住所氏名連絡先の明記は、責任ある意見を提出していただきこと、またご意見について後日確認させていただく場合もあることから、要綱で定めています。いただいた情報は個人情報として法令に基づき適切に取り扱います。ご意見として今後の参考にさせていただきます。</p>
31	<p>条例改正案全般について、性的マイノリティへの配慮が盛り込まれたことは歓迎いたしますが、しかし一方で、女性の権利擁護・人権尊重の理念が後退してはいないか、女性の1人でもある者として非常に危惧しています。</p>	<p>男女の社会的格差については、依然解決していないと認識しております。引き続き、男女共同参画社会の実現に向け、取り組んでまいります。</p>
32	<p>「制度の対象者」として「互いを人生のパートナーとして、相互の協力により継続的な共同生活を行っている、又は継続的な共同生活を行うことを約束した2人を対象とする。」とされており、現代日本の婚姻に必須である「貞操義務」等が含まれていないことから、このパートナーシップ制度で証明される関係は「婚姻相当」ではない(きょうだいや親友のような関係)、と判断されますが、その解釈でよろしいでしょうか。</p>	<p>既存の婚姻制度を利用できない又は利用しづらいことなどにより生きづらさを感じる人たちの社会的承認を支援する制度と考えています。</p>
33	<p>「届出要件」について、「配偶者やパートナーシップ関係にある者がいる者」や「近親者」は不可とされておりますが、3人以上で全員合意の上で性愛関係を結ぶポリアモリー(複数愛)等の性的指向を排除するような規定は「制度の目的」に掲げられた3項目にことごとく反しているほか、「改正案第3条(5)「全ての人が性的指向、性自認及び性表現を尊重され、何人からも干渉又は侵害を受けないこと。」とも矛盾していると思います。改正案第3条(5)の趣旨をしっかりと踏まえ、このような排除規定はすべて削除してください。</p>	<p>パートナーシップに様々な形があることは推測しますが、まずは今の婚姻をベースにしつつ、それとは別の社会的承認手段として検討しています。</p>
34	<p>「ファミリーシップ」について、養われている立場の子は「親のパートナーに虐待されている」「親のパートナーと性格が合わず同居が苦痛」等の状況にあっても拒否の意思を示すのが難しいものです。そのような子供の気持ちや事情などお構いなしに、パートナー証明に子の氏名を追記する「ファミリーシップ」制度の導入は極めて問題が大きいものと思います。どうしても導入するのなら、虐待が疑われる子のケアを徹底する等の児童福祉に関する規定を盛り込んでください。「宣誓書に子の直筆サインをさせる」ことをもって「子の意思を確認・尊重している」と主張する自治体もあるようですが、虐待されている子がそのような署名を親たちに命じられて拒めるものかどうか、子の立場に立ってよく考えていただきたいです。</p>	<p>虐待が疑われるケースについては、婚姻又はファミリーシップを問わず個別具体的に対処すべきと考えます。届出時に家族の名前を記載するかどうかは任意によるものとし、届出の後、ファミリーの記載をなくしたいと本人が申し出た場合は尊重して対応していく予定です。</p>
35	<p>パートナーシップ制度全般について。制度導入後は利用件数の情報公開をお願いします。戸籍等公的書類上の性別組み合わせごとに(男・女、女・女、男・男)分類し定期的に公開してください。このように分類して公開しないと、「全利用者が戸籍上同性カップルである」という誤解が生じる恐れがあり、事実婚の異性カップルが利用しづらくなってしまいます。異性カップルが積極利用することで、同性カップルもより使いやすくなると思います。</p>	<p>届出件数の公開は検討していますが、性別内訳を公開することは条例の基本理念にそぐわないと考えます。</p>
36	<p>公正証書を提出した際に「公正証書受領証」も発行して頂きたいです。</p>	<p>届出において、公正証書の提出を必須としていないため、「公正証書受領証」の発行は検討しておりません。</p>
37	<p>先行自治体のパートナーシップ制度も含めてですが、「誰一人取り残さない」「全ての人」と謳っているが、制度利用対象を「2者(2人)である事」と限定されていることに以前から疑問を感じていました。</p> <p>パートナーシップ制度の利用対象が「2人」でなければならない理由は何なのでしょう？</p> <p>日本では、LGBTQと呼ばれる性的マイノリティの問題に対する社会の関心が高まってきていますが、ポリアモリーと呼ばれる複数愛の方々の可視化や権利擁護については、まだまだ遅れていると言わざるを得ません。海外では、ポリアモリーの権利を認める動きも見られます。</p> <p>ポリアモリー当事者でなくとも例えば、大切な家族を亡くされ、一人で暮らしている高齢者が、近所の気心知れた同じ境遇にある人同士で、何かあった時のためにパートナーシップを結びたいというようなニーズは今後増えるでしょう。</p> <p>もし、2者(2人)の要件が撤廃された形で制度導入できれば、性的マイノリティの問題だけではなく、ポリアモリー当事者の可視化、そして孤独死等独居高齢者の問題を抱える全国自治体の模範的な制度となり、貴市の目指す「多様な主体が協同・活躍できる地域共生社会の実現」「多様性」の理念により近づくことになると思います。</p>	<p>パートナーシップに様々な形があることは理解しますが、まずは今の婚姻をベースにしつつ、それとは別の社会的承認手段として検討しています。</p>

38	<p>パートナーとの、先を考えたときに、さまざまな選択が、できることが、大切だと、思っています。その先駆けのような、条例の一部改正に取り組む自治体が、あることを、嬉しく思います。多様性という言葉が、机上の空論にならず、身のあるものになることを、切に願っています。セクシャル・マイノリティの人たちは、実際に存在しています。政治制度から、排除され、自分らしく生きることを否定され、取り残されている人間が、少しでも、減ることを、望みます。一方が岡崎市民であれば、要件を満たすことや、子どもを持つことを視野に入れた案になっていることによって、より多くの人々が、安心して、利用できるのでは、ないかと思えます。特に「全ての人々が性的指向、性自認及び性表現を尊重され、何人からも干渉又は侵害を受けないこと。」の記述は必須です。アウティングの禁止についても明記されており、素晴らしいと思います。</p>	<p>ご意見を踏まえ、各種施策を執り進めてまいります。</p>
39	<p>第3条(5)で性自認を尊重するように強制した場合、女子トイレに自称トランスジェンダーの男性が立ち入ることを防げなくなる。 第9条5項で何人も、性的指向又は性自認の公表に関して、本人に対して強制してはならないし、第9条6項で何人も、本人の同意なくして性的指向又は性自認を公表してはならないとなっている。これで、女子トイレに自称トランスジェンダーの男性が立ち入った場合に本人に性別を確認することができなくなるし、危険人物を警察に通報することもできなくなる。 性的指向や性自認による差別の解消を謳う条例は問題があるので、考え直してほしい。</p>	<p>条文は個別具体的な解釈を意図するものではありませんが、ご意見を踏まえ、より適切な表現を検討してまいります。</p>

※いただいたご意見は、趣旨を損なわない程度に要約した箇所があります。